

例えば…こんなことが分かっていると、支援者は助かります。

### わたしの希望

医療	病名の告知は	1.希望する 2.希望しない
	延命治療は	1.希望する 2.希望しない
	痛みの緩和は	1.希望する 2.希望しない
介護	介護が必要になったら	1.介護してもらいたい人がいる(お名前: ) 2.介護してもらえない人はいない
	介護してもらいたい場所は	1.自宅 2.施設 3.その他( )
葬儀等	お葬式を	1.したい 2.しない 3.その他( )
	お葬式について決めていることが	1.ない 2.ある( )
	納骨	1.お墓は決まっていない 2.お墓がある( )
	供養	1.お願いしている人や寺がある( ) 2.永代供養にしたい ①依頼済 ②これから 3.希望しない
	遺言書は	1.ない 2.ある ①公正証書遺言 ②その他( )

#### ワンポイントメッセージ

自宅で最期を過ごしたい、施設で最期を迎えたいなど、最期をどこで迎えるかによって利用できるサービスや希望する延命治療が変わってきます。最後の瞬間をどのように迎えるのかをイメージし、ご家族と共有しておくことが重要です。



介護施設職員  
石山隆康

### わたしの訃報を知らせたい人がいれば

<input type="text"/>	さん	連絡先	<input type="text"/>
<input type="text"/>	さん	連絡先	<input type="text"/>
<input type="text"/>	さん	連絡先	<input type="text"/>

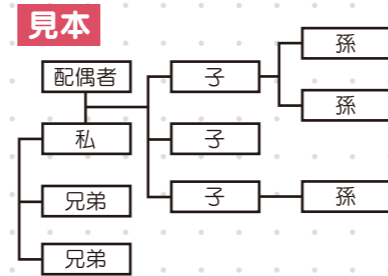
# NPO法人おもいやりの和 わたしの終活メモ

私たち、『NPO法人遠州高齢者あんしんネットワーク～おもいやりの和』は、静岡県知事より認証されましたNPO法人です。私たちは、地域の皆様やそのご家族が日々安心して生活できるように地元の多様な専門家が集まり、毎日の暮らしの中でのいろいろな相談事や困り事に、互いに協力して対応してワンストップで解決をする地域密着型の包括的総合支援を行っております。

エンディングノートとは何かを知っている人は多くとも、「大量でどのような内容を書けばいいかわからない」「ノートの作り方が分からない」など実際に作成した方が少ないということをよく耳にします。しかし、いざという時のために家族に知っておいてもらいたい情報を伝えておかなければなりません。そこで、おもいやりの和では、専門家が工夫して、より簡単により作りやすくをテーマに、お役に立つ情報が盛り込まれた『就活メモ』を考えました。是非、手に取って、ご記載して頂ければと思います。

日付	年	月	日
名前	<input type="text"/>		
住所	<input type="text"/>		

## わたしの家系図を書いてみましょう



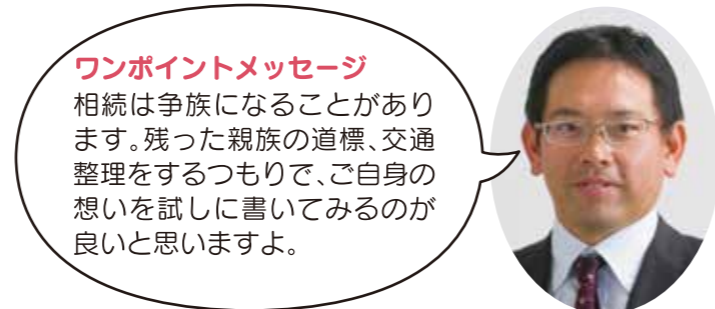
## わたしの家族や親せき伝えたいメッセージを考えてみましょう

へ	メッセージ
へ	メッセージ
へ	メッセージ
へ	メッセージ



理事長/弁護士  
伊藤祐尚

**ワンポイントメッセージ**  
遺言は愛する家族が安心して暮らしていくために必要なものです。このメモをもとに遺言を作ることをお勧めします。



司法書士  
天野勝博

**ワンポイントメッセージ**  
相続は争族になることがあります。残った親族の道標、交通整理をするつもりで、ご自身の想いを試しに書いてみるのが良いと思いますよ。

## わたしの財産を書き出してみましょう

### 資産

#### 1 不動産

場所・種類	渡したい人	へ
-------	-------	---

場所・種類	渡したい人	へ
-------	-------	---

#### 2 預貯金

金融機関・支店・金額	渡したい人	へ
------------	-------	---

金融機関・支店・金額	渡したい人	へ
------------	-------	---

金融機関・支店・金額	渡したい人	へ
------------	-------	---

#### 3 株・投資信託等

会社名・種類	渡したい人	へ
--------	-------	---

#### 4 生命保険

会社名・種類	渡したい人	へ
--------	-------	---

#### 5 その他

内容	渡したい人	へ
----	-------	---

例)車、ゴルフ会員権、宝飾品等

### 負債

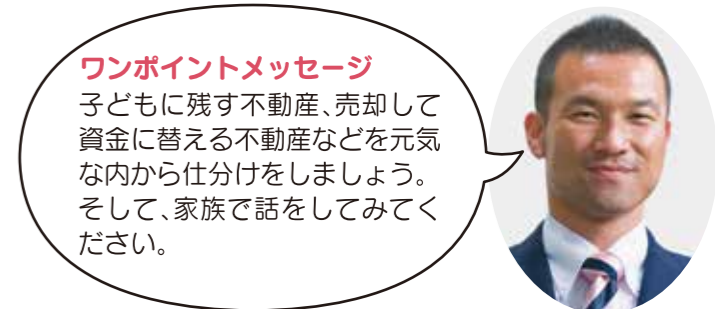
#### 1 借金・ローン等

内容・金額	渡したい人	へ
-------	-------	---



税理士  
中田和宏

**ワンポイントメッセージ**  
死亡保険金にも相続税がかかる場合があります。税理士や最寄り税務署に相談してみましょう。



宅地建物取引士  
高橋修

**ワンポイントメッセージ**  
子どもに残す不動産、売却して資金に替える不動産などを元気な内から仕分けをしましょう。そして、家族で話をしてみてください。